

○農林水産省告示第六百四十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百七条第二項第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百七条第二項第二号の農林水産大臣が定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。

一 育成乳牛（規則第百一条第一項第三号に規定する育成乳牛をいう。）に係る共済関係に付された牛が、共済掛金期間の終了前に当該共済関係に付された家畜でなくなる場合 当該牛の満二十三月齢の時ににおける価額

二 育成・肥育牛（規則第百一条第一項第四号に規定する育成・肥育牛をいう。以下同じ。）に係る共済関係に付された牛（満二十四月齢に達したときに同項第二号に規定する繁殖用雌牛に属することとなるものに限る。）が、共済掛金期間の終了前に満二十四月齢に達したことにより当該共済関係に付された家畜で

なくなる場合 当該牛の満二十三月齡の時にける価額

三 育成・肥育牛に係る共済關係に付された牛が、共済掛金期間の終了前に当該共済關係に付された家畜でなくなる場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該牛を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合における当該牛の当該共済掛金期間の終了の時にける価額

四 育成・肥育馬（規則第一百一条第一項第六号に規定する育成・肥育馬をいう。以下同じ。）に係る共済關係に付された馬（満三十六月齡に達したときに同項第五号に規定する繁殖用雌馬に属することとなるものに限る。）が、共済掛金期間の終了前に満三十六月齡に達したことにより当該共済關係に付された家畜でなくなる場合 当該馬の満三十五月齡の時にける価額

五 育成・肥育馬に係る共済關係に付された馬が、共済掛金期間の終了前に当該共済關係に付された家畜でなくなる場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該馬を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合における当該馬の当該共済掛金期間の終了の時にける価額

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。